

広域連合システム改修等説明会	2
平成 20 年 12 月 10 日	

平成 21 年度保険料軽減に係る 標準システムの対応について

国民健康保険中央会

【このページは白紙】

後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という）における賦課業務サブシステムについて、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム（以下、「与党 PT」という）のとりまとめに基づき、平成 21 年度賦課業務の対応のため、下記の改修を実施する。

本資料は、後期高齢者医療広域連合「以下「広域連合」という」および市区町村が、平成 21 年度の賦課・収納業務の準備、調整を行うために必要な要件を提示するものである。

－記－

1. 対応案件

- (1) 所得の低い方に対する所得割 5 割軽減
- (2) 所得の低い方に対する均等割 9 割軽減
- (3) 被用者保険の被扶養者であった者の保険料特別軽減の 1 年間延長

2. 所得割 5 割軽減について

(1) 概要

【平成 20 年 11 月 18 日付与党 PT 資料】

「所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入 153 万円から 211 万円まで）について、5 割軽減する。」

【標準システムの解釈】

「旧ただし書き所得 58 万円以下の被保険者に対して、所得割額を 5 割軽減する。」

(2) 標準システムの対応

ア. 「平成 20 年度の特別対策による保険料軽減」にて提供している定数定率 DB（外部パラメータ情報）の「所得割軽減フラグ」が「1：所得割軽減を行う」のとき、イ. に記載の条件で判定を行い、所得割軽減を実現する。

イ. 定数定率 DB に旧ただし書き所得が 58 万円以下である場合に所得割軽減が 5 割軽減となるよう新たな種別コードを設定し、所得割軽減の対応を行う。

例①：旧ただし書き所得が 580,000 円の場合、所得割 5 割軽減となる。

例②：旧ただし書き所得が 580,001 円の場合、所得割軽減とならない。

ウ. 所得割額および所得割軽減額の算出方法

「平成 20 年度の特別対策による保険料軽減」では、所得割軽減額を情報として保持しない対応となったが、平成 21 年度以降は恒久措置として「所得割軽減額」を保持する。

定数定率 DB（外部パラメータ情報）の既存の設定である「所得割額端数フラグ」、「所得割額端数金額」を使用した「所得割額」と「所得割軽減額」の算出方法を以下に記載する。

【前提】

所得割率 : 7.78%

均等割額 : 41,000 円

旧ただし書き所得 : 345,678 円

【事例①：所得割 1 円未満切捨ての場合】

※ 決定通知書の出カイメージ

平成 20 年度

賦課のもととなる所得金額	所得割率	所得割額	均等割額	算出額	限度超過額
345,678	7.78%	A : 13,446	41,000	54,446	0
所得割軽減額	均等割軽減額	年保険料額	月数	月割減額	保険料額
*****	0	54,446	12	0	54,446

$$A = 345,678 \times 7.78\% \div 2 \text{ (1 円未満切捨て)}$$

平成 21 年度

賦課のもととなる所得金額	所得割率	所得割額	均等割額	算出額	限度超過額
345,678	7.78%	A : 26,893	41,000	67,893	0
所得割軽減額	均等割軽減額	年保険料額	月数	月割減額	保険料額
B : 13,447	0	54,446	12	0	54,446

$$A = 345,678 \times 7.78\% \text{ (1 円未満切捨て)} \quad B = 26,893 \div 2 \text{ (1 円未満切上げ)}$$

【事例②：所得割 10 円未満切捨ての場合】

平成 20 年度

賦課のもととなる所得金額	所得割率	所得割額	均等割額	算出額	限度超過額
345,678	7.78%	A : 13,440	41,000	54,440	0
所得割軽減額	均等割軽減額	年保険料額	月数	月割減額	保険料額
*****	0	54,440	12	0	54,440

$$A = 345,678 \times 7.78\% \div 2 \text{ (10 円未満切捨て)}$$

平成 21 年度

賦課のもととなる所得金額	所得割率	所得割額	均等割額	算出額	限度超過額
345,678	7.78%	A : 26,890	41,000	67,890	0
所得割軽減額	均等割軽減額	年保険料額	月数	月割減額	保険料額
B : 13,450	0	54,440	12	0	54,440

$$A = 345,678 \times 7.78\% \text{ (10 円未満切捨て)} \quad B = 26,890 \div 2 \text{ (10 円未満切上げ)}$$

【事例③：所得割 100 円未満切上げの場合】

平成 20 年度

賦課のもととなる所得金額	所得割率	所得割額	均等割額	算出額	限度超過額
345,678	7.78%	A : 13,500	41,000	54,500	0
所得割軽減額	均等割軽減額	年保険料額	月数	月割減額	保険料額
*****	0	54,500	12	0	54,500

$$A = 345,678 \times 7.78\% \div 2 \text{ (100 円未満切上げ)}$$

平成 21 年度

賦課のもととなる所得金額	所得割率	所得割額	均等割額	算出額	限度超過額
345,678	7.78%	A : 26,900	41,000	67,900	0
所得割軽減額	均等割軽減額	年保険料額	月数	月割減額	保険料額
B : 13,400	0	54,500	12	0	54,500

$$A = 345,678 \times 7.78\% \text{ (100 円未満切上げ)} \quad B = 26,900 \div 2 \text{ (100 円未満切捨て)}$$

3. 均等割 9 割軽減

(1) 概要

【平成 20 年 11 月 18 日付与党 PT 資料】

「均等割の 7 割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入 80 万円以下（その他各種所得がない）の場合に 9 割軽減する。」

【標準システムの解釈】

「均等割の 7 割軽減を受ける被保険者の属する世帯の軽減判定時における被保険者全員が、地方税法上の総所得金額および山林所得金額に係る各所得金額、並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合に 9 割軽減する。」

※ 損益通算、純損失、雑損失の繰越控除後の所得金額。総所得金額に含まれている雑所得を求めるときの年金の控除は 80 万円を適用する。

(2) 標準システムの対応

ア. 被保険者の保険料算定時、賦課期日における世帯内の被保険者全員の低Ⅰ低Ⅱ判定所得を合計した額を賦課情報（TB01）内に新規追加する「減額対象総所得額（9 割）」に設定する。

イ. 均等割 7 割軽減に該当する被保険者、かつ「減額対象総所得額（9 割）」が 0 円の場合 9 割軽減とする。

ウ. 定数定率 DB（保険料率情報）に「均等割 9 割減額」を項目追加し、均等割 9 割軽減の対応を行う。

4. 被用者保険の被扶養者であった者の保険料特別軽減の 1 年間延長

(1) 概要

【平成 20 年 9 月 9 日付与党 PT 資料】

「平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの 1 年間ににおいても、同様に 9 割軽減の措置を継続する。」（「被用者保険の被扶養者からの保険料徴収の凍結について」より）

【標準システムの解釈】

「被用者保険の被扶養者であった被保険者は、平成 21 年度は 9 割軽減とする。なお、凍結期間は設けない。」

(2) 標準システムの対応

ア. 定数定率 DB（保険料率情報）に「均等割 9 割減額」を項目追加し、均等割 9 割軽減の対応を行う。

イ. 賦課情報（TB01）の予備 1 金額、予備 2 金額、予備 3 金額について、平成 21 年度も平成 20 年度と同様、以下の設定を行う。特別措置による保険料軽減額集計表（その 1）作成処理にて使用する。

項目名	説明	例
予備 1 金額	被扶養者の減額分	12,000 円
予備 2 金額	被扶養者の 1 ヶ月分の減額分（4～9 月）	1,000 円
予備 3 金額	被扶養者の 1 ヶ月分の減額分（10～3 月）	1,000 円

ウ．賦課保留の機能について

平成 20 年度は、特別措置により上半期に賦課が行われなかったため、被扶養者の登録期間を必要として当該機能を提供していたが、平成 21 年度は賦課の凍結期間が存在しない。

しかし、被扶養者と登録されているか否かで保険料額が大きく変わるため、平成 21 年度以降についても当該機能は、従前どおり広域連合の判断で活用できるものとする。

5. 標準システムにおける具体的な改修点

「別紙 平成 21 年度保険料軽減に係る標準システム改修(案)」を参照。

別紙 平成21年度保険料軽減に係る標準システム改修(案)

1. データベース
下表の改修を実施する。

テーブル	No	既存項目名	桁数	変更内容	対応
賦課情報 (TB01)	23	減額区分コード	1	コード値の追加 （「5：7割（扶養）」→平成20年度以降） 「6：9割軽減」→平成21年度以降 「7：9割（扶養）」→平成21年度以降	均等割9割軽減 被扶養者特別軽減
	63	予備 1 金額	13	被扶養者の減額分	被扶養者特別軽減
	64	予備 2 金額	13	被扶養者の1ヶ月分の減額分（4～9月）	
	65	予備 3 金額	13	被扶養者の1ヶ月分の減額分（10～3月）	
	66	予備 4 金額	13	「所得割減額」と項目名を変更	所得割5割軽減
	67	予備 5 金額	13	「減額対象総所得額（9割）」と項目名を変更	均等割9割軽減
	78	予備 1 0 0 フィールド	100	※3項目に列を分割する（全体のレングスは変更無し） 先頭1桁目「保険料情報作成フラグ」と項目名を変更（桁数：1）	K01-01d以降継続
	79			先頭2桁目「所得割減額区分コード」と項目名を変更（桁数：1）	所得割5割軽減
	80			「予備 1 0 0 フィールド」を100桁から98桁へ変更	－
	※既存のNo.79「登録年月日」～No.87「排他キー」について、No.81～No.89に振りなおす				
賦課世帯管理 (TB02)	74	予備 3 金額	13	「低Ⅰ低Ⅱ判定所得」と項目名を変更	均等割9割軽減

2. 定数定率DB
以下の改修を実施する。詳細は(別添)①のとおり。
(1)保険料率情報(業務コード:KB、種別コード00001)
「均等割9割減額」の項目を追加する。
(2)所得割減額(業務コード:KB、種別コード00012)
新規種別コードを追加する。
※ 保険料試算情報(業務コード:KB、種別コード00005)についても改修する予定。
3. 賦課業務コード
以下の改修を実施する。詳細は(別添)②のとおり。
(1)減額区分コード(KB001)
「6:9割」、「7:9割(被扶養)」のコードを追加する。
(2)所得割減額区分コード(KB038)
新規種別コードを追加する。
4. IFファイル
保険料情報IFファイルを改修する。詳細は(別添)③のとおり。

5. 画面レイアウト

下表の改修を実施する。詳細は(別添)④のとおり。

画面	追加	対応
試算設定入力画面	「旧ただし書き所得」	所得割5割軽減
	「所得割減額率」	
	「均等割9割減額」	均等割9割軽減
保険料即時更正画面 賦課帳票発行画面	「所得割軽減」	所得割5割軽減
	「所得割軽減額」	
	「均等割軽減」の「9割」表示	均等割9割軽減
賦課照会/保険料台帳画面	「所得割軽減」	所得割5割軽減
	「所得割軽減額」	
	「均等割軽減」の「9割」表示	均等割9割軽減
	「軽減判定額（9割）」	
賦課照会/世帯所得画面	「低Ⅰ低Ⅱ判定所得」	均等割9割軽減
仮計算画面	「所得割軽減額」	所得割5割軽減
	「低Ⅰ低Ⅱ判定所得」	均等割9割軽減

6. 帳票・外部ファイルレイアウト

下表の改修を実施する。詳細は(別添)⑤のとおり。

帳票・外部ファイル	ファイルID	出力形式
総括表・内訳表	KB06F910N	PDF
保険料率試算結果	KB03F910N	PDF
試算CSVファイル	KB04F001T	CSV
軽減該当者一覧表	KB06F930N	PDF
保険料台帳	KB06F980N	PDF
決定通知書	KB06F810N	PDF
市区町村別軽減額集計表	KB10F910N	CSV
軽減額集計表（その1）	KB12F920N	PDF
月次調定集計表	KB09F920N	PDF

※財源については、未定

※平成20年12月中旬リリース予定（11/14付サポートサイトお知らせ掲載済）

7. 帳票レイアウト

下表の改修を実施する。詳細は(別添)⑥のとおり。

帳票	帳票ID	追加項目	変更項目
後期高齢者医療保険料額決定通知書	KB06R140	所得割軽減額	軽減額→均等割軽減額、その他文言変更
後期高齢者医療保険料額変更決定通知書	KB07R040	所得割軽減額	軽減額→均等割軽減額、その他文言変更
保険料仮計算書	KB07R010	所得割軽減額 減額対象所得（9割） 低Ⅰ低Ⅱ判定額	軽減額→均等割軽減額
保険料台帳	KB06R080	所得割軽減額 減額対象所得（9割） 低Ⅰ低Ⅱ判定額	軽減額→均等割軽減額
保険料結果内訳表	KB06R120	所得割軽減額 9割軽減 9割軽減（被扶養者） 7割軽減（被扶養者）	軽減額→均等割軽減額
保険料試算結果内訳表	KB06R020	所得割軽減額 9割軽減 9割軽減（被扶養者） 7割軽減（被扶養者）	軽減額→均等割軽減額
保険料結果総括表	KB06R110	所得割軽減額(円)	低所得者軽減額(円)→均等割軽減額（円）
保険料試算結果総括表	KB06R010	所得割軽減額(円)	低所得者軽減額(円)→均等割軽減額（円）
軽減該当者一覧表	KB06R030	旧ただし書き所得 減額対象総所得額（9割） 被保数 被保数（主を除く） 所得割軽減区分 所得割軽減額	軽減→均等割軽減区分 軽減額→均等割軽減額 その他、「住所」項目の削除を検討。
保険料率試算結果	KB03R010	所得割軽減総額	軽減総額→均等割軽減総額
平成20年度特別措置による保険料軽減額集計表 （その1）	KB12R040	※帳票タイトルを「特別措置による保険料軽減額集計表（その1）」に変更 ※平成20年度および21年度をパラメータにより処理選択可能とし、表示する予定	
市区町村別軽減額集計表	KB10R010	9割軽減/対象者数 9割軽減/軽減額 所得割軽減/対象者数 所得割軽減/軽減額	※財源については、未定
月次調定集計表	KB09R020	※平成20年12月中旬リリース予定（11/14付サポートサイトお知らせ掲載済）	